**芦別市自然環境、景観等と太陽光発電施設の設置との調和に関するガイドライン**

**＜解説付き＞**

**令和４年４月**

**芦　別　市**

**《 目　次 》**

１ 目的（ガイドライン策定の目的）・・・・・・・・・・・・・・　　１

２ 定義（「太陽光発電施設」、「出力」等の用語の定義）・・・・・・ 　２

３ 対象地域（市内全域を対象）・・・・・・・・・・・・・・・・　　３

４ 設置に適当さない区域（関係法令等）・・・・・・・・・・・・　　３

５ 遵守事項（周辺関係者との協調等の遵守事項）・・・・・・・・　　３

６ 事前協議（着手前の事前協議）・・・・・・・・・・・・・・・　　４

7 住民説明会等の実施（周辺関係者への周知、市への報告等）・・　　５

８ 太陽光発電施設に係る届出等（計画等の市への届出）・・・・・　　６

９ 太陽光発電施設の適切な維持管理（設置後の維持管理等）・・・　　６

１０ 報告（必要事項の報告）・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　７

１１ ガイドラインの見直し（必要に応じた見直し）・・・・・・・・　　８

１２ その他（必要な助言、指導、勧告）・・・・・・・・・・・・・　　８

１３ 施行期日等（施行日、経過措置）・・・・・・・・・・・・・・ 　８

●　設置に適さない区域（別表）・・・・・・・・・・・・・・・・・　１１

●　芦別市自然環境、景観等と太陽光発電施設の設置との調和に関する

ガイドラインに係るフロー・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 　１２

●【様式】

様式第１号　住民説明会等概要報告書

様式第２号　芦別市太陽光発電施設計画届出書

様式第３号　芦別市太陽光発電施設設置工事完了届出書

様式第４号　芦別市太陽光発電施設変更等届出書

様式第５号　芦別市太陽光発電施設事故等報告書

|  |
| --- |
| **１　目的**  　このガイドラインは、市内における太陽光発電施設の新設、増設及び改修（以下「設置等」という。）に関し必要な事項を定めることにより、事業者による適正な設備の導入及び管理を促し、市民の安全で安心な生活環境の確保及び自然環境の保全、並びに景観との調和を図ることを目的とする。 |

【趣旨】

このガイドラインの目的を明らかにしたものであり、このガイドラインの運用の指針となるものである。

【解説】

太陽光発電施設の設置は、経済産業省資源エネルギー庁の固定価格買取制度の認定の上に実施されているものであるが、本市では、資源エネルギー庁のガイドラインを補完する立場として、ガイドラインを定めるものである。

太陽光発電施設の建設を巡っては、生活環境、自然環境、景観等をめぐる周辺関係者との関係や丁寧な説明が不足していることに起因するトラブルが顕在化している。

資源エネルギー庁のガイドラインでは、事業者が遵守すべき事項が整理され、自治体や周辺関係者への理解を求めることは記載されているが、市への報告を求めているものではない。

このため、このガイドラインで市への報告等を盛り込むことで、市においても太陽光発電施設の情報を得るとともに、市から事業者に対し、周辺関係者への配慮を促すことができるようにするものである。

|  |
| --- |
| **２　定義**  　このガイドラインにおいて、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。  ⑴　太陽光発電施設　太陽光を電気に変換するための設備（太陽光パネル等を土地に自立して設置するもの）及びその附属設備をいい、出力１０キロワット以上の発電施設をいう。ただし、建築物の屋根、壁面若しくは屋上のいずれかに設置するもの、又は設置者の事業所等と併設されるもので、主に自己消費を目的とするものを除く。  ⑵　出力　太陽光パネルの合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の値をいう。  ⑶　事業者　太陽光発電施設を設置する者をいう。  ⑷　事業区域　太陽光発電施設の設置の用に供する土地の区域をいう。  ⑸　周辺関係者　事業区域の近隣に居住している者、事業区域の近隣の土地又は家屋の所有者若しくは使用者及び事業区域に関係する町内会等の代表者をいう。 |

【趣旨】

このガイドラインで使用する用語の「太陽光発電施設」、「出力」、「事業者」、「事業区域」及び「周辺関係者」について、定義したものである。

【解説】

このガイドラインを運用にするに当たり中心となる用語を定義し、その範囲を明確にするものである。

対象とする太陽光発電施設の出力については、他の自治体では、主に、事業用太陽光発電の買取価格の対象となる１０キロワット以上とする場合や、電気事業法に係る届出等（電気主任技術者、保安規程）が必要となる５０キロワット以上とする場合があるが、どちらを採用するかは各自治体の実情に応じて決めているものである。本市においては、住宅に近接して設置するケースが多くなると想定されるため、本ガイドラインの対象を１０キロワット以上とした。

また、本ガイドラインは売電を目的としている太陽光発電施設を対象としていることから、事業所等に併設され、自己消費を目的としているものは除くこととしている。

出力の「いずれか小さいほう」の表記は、太陽光パネルの合計出力とパワーコンディショナーの出力の２つを比較した場合に、小さいほうの出力が太陽光発電施設として出力できる能力となるので、「いずれか小さいほう」と表記している。なお、パワーコンディショナーとは、直流の電気を交流に変換する設備のことである。

|  |
| --- |
| **３　対象地域**  　このガイドラインの対象地域は、市内全域とする。 |

【趣旨】

このガイドラインの対象となる地域を定めたものである。

【解説】

芦別市内全域を対象地域とするものである。

|  |
| --- |
| **４　設置に適当さない区域**  　このガイドラインでは、法令上開発行為が厳しく制限（原則不許可等）されている区域以外に、生活環境、景観、防災等の観点から、太陽光発電施設が設置されることにより、甚大な影響が想定される区域を、「設置に適さない区域」（別表）として定める。 |

【趣旨】

太陽光発電施設を設置する場合の関係法令等を示したものである。

【解説】

太陽光発電施設を設置する場合、事業者の責務において確認すべき関係法令等を一覧表で示すことにより、法令等の確実な遵守を円滑に促すことができる。

また、別表により設置に適当さない区域を具体に示すものである。

|  |
| --- |
| **５　遵守事項**  　事業者は、太陽光発電施設を設置する際は、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。  ⑴　関係法令及び事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）（平成２９年３月資源エネルギー庁策定）を遵守すること。  ⑵　周辺関係者との協調を保つこと。  ⑶　雨水等による土砂、汚泥の流出及び水害等の災害防止対策を講じること。  ⑷　自然環境及び景観への配慮が必要な地域に太陽光発電施設を設置する場合は、既存の地形、樹木等を生かしながら、通行者、車両等から直接見えないよう植栽等を設けて遮蔽する等の対策を講じ、周囲の良好な景観に支障を与えないよう自然環境及び景観との調和に配慮すること。  ⑸　災害発生時等の緊急連絡に対応するため、事業者の名称及び連絡先を記した看板を設置すること。  ⑹　事業区域内の除草等環境整備に努めるとともに、除草剤、殺虫剤等の薬剤を使用する場合には、周辺環境に十分に配慮すること。  ⑺　住宅地に近接する場所に太陽光発電施設を設置する場合は、圧迫感、景観、騒音、振動、熱風、反射光、電磁波による電波障害等に配慮し、敷地境界からの後退や植栽による遮蔽、緩衝帯の設置等により近隣住民の良好な生活環境を害することのないよう、必要な措置を講じること。  ⑻　法令上の規制がない地域においても、災害発生のリスク、良好な景観の阻害、自然及び生活環境への影響が懸念される場合は、関係者と十分に協議し、周辺関係者及び周辺環境に十分に配慮すること。  ⑼　施設に起因して発生した苦情等に対しては、迅速かつ誠実な対応を図ること。  ⑽　施設を廃止した場合は、速やかに事業者の責任により撤去等適正に処理すること。  ⑾　事業を承継する場合は、把握している又は予想される管理運営、廃止等の条件について、責任をもって引き継ぐこと。 |

【趣旨】

このガイドラインを運用する上で、事業者の遵守すべき事項を定めたものである。

【解説】

資源エネルギー庁のガイドラインでは周辺環境への配慮を求めているほか、本市の土地利用の方向性などを定めた都市計画マスタープランでは、「景観面でどのような配慮が必要かなど、限られた資源（土地、財源）の中で土地利用、交通、都市空間形成面での望ましい姿を検討していくもの。」としていることから、周辺関係者が不安に感じることを遵守事項として定め、不安の解消に努めるよう、改めて市から事業者へ促すものである。

なお、看板の設置については、資源エネルギー庁の「事業計画策定ガイドライン（太 陽光発電）」では２０キロワット以上の太陽光発電施設を対象としているが、本市においては、本ガイドラインの対象となる１０キロワット以上の太陽光発電施設について看板の設置をお願いするものである。

|  |
| --- |
| **６　事前協議**  事業者は、太陽光発電施設の設置等に着手する前に、施工、維持管理等事業の計画について事前協議を行うこと。  工事の着手とは、太陽光発電施設の設置等のほか、森林伐採、土地造成等の準備行為を含むものとする。 |

【趣旨】

　太陽光発電施設を設置する前に事前協議を行うことを定めたものである。

【解説】

　事業者が太陽光発電施設の設置等の工事に着手する前に、あらかじめ施工、維持管理等事業の計画について、市に事前協議することを定めることにより、建設場所、規模等を把握することができるほか、周辺関係者への対応等が速やかに行うことができる。

|  |
| --- |
| **７　住民説明会等の実施**  ⑴　事業者は、太陽光発電施設を設置しようとする場合、その計画の概要が明らかになった時点において、周辺関係者に対し説明会その他の適切な方法（以下「説明会等」という。）により事業内容を周知するものとする。  ⑵　事業者は、説明会等において周辺関係者から出された要望及び意見に対し、丁寧かつ誠意をもって対応するものとする。  ⑶　事業者は、周辺関係者に対する説明会等の概要及び周辺関係者から出された要望並びに意見について、住民説明会等概要報告書（様式第１号）を作成し、市長に報告するものとする。  ⑷　事業者は、前項の報告後に更に説明会等の開催が必要な場合、再度説明会等を開催し、住民理解を得るよう努めるとともに、前項の規定に準じて報告するものとする。 |

【趣旨】

事業者が実施した住民説明会等の状況を市へ報告することを定めたものである。

【解説】

太陽光発電施設の設置におけるトラブルは、事業者による周辺関係者への丁寧な説明が不足していることが原因となっていることが多く見受けられる。このため、住民説明会の実施状況を事業者から市へ報告することで、市で現状を把握するとともに、事業者の周辺関係者への丁寧な対応を促すものである。

住民説明会の開催時期としては、土地取得後において近隣住民から建設反対など住民理解を得られない状況に陥ってしまうと、住民理解を得て事業を開始することが難しくなるため、比較的容易に計画中止を選択することができる段階である土地取得前に住民説明会を開催することが望ましい。

更に、⑷の「更に説明会等の開催の必要な場合」とは、工事に着手する前の段階を対象とするものである。

|  |
| --- |
| **８　太陽光発電施設に係る届出等**  ⑴　事業者は、太陽光発電施設の工事に着手する６０日前までに、芦別市太陽光発電施設計画届出書（様式第２号）に事業区域の位置図等を添付し、市長に届け出るものとする。  ⑵　事業者は、設置工事の完了の日から１４日以内に芦別市太陽光発電施設設置工事完了届出書（様式第３号）を市長に届け出るものとする。  ⑶　事業者は、太陽光発電施設の計画若しくは事業等を変更、廃止、譲渡又は承継しようとするときは、変更、廃止、譲渡又は承継する日の３０日前までに、芦別市太陽光発電施設変更等届出書（様式第４号）を市長に届け出るものとする。  ⑷　事業者は、発電施設の破損又は事故が発生したときは、速やかに芦別市太陽光発電施設事故等報告書（様式第５号）により市長に報告するものとする。 |

【趣旨】

太陽光発電施設の建設に関し、事業者が市へ届出等を提出することについて定めたものである。

【解説】

資源エネルギー庁のガイドラインでは、事業者が遵守すべき事項が整理され、自治体や地域住民への理解を求めることは記載されているが、市への報告を求めているものではないため、事業者が市へ太陽光発電施設の計画、設置工事完了、計画変更及び廃止について届出することにより、市で太陽光発電施設の状況を把握するものである。

提出までの期限については、他の自治体では概ね「３０日前まで」、又は「６０日前まで」とするものが多く、「芦別市太陽光発電施設計画届出書（様式第２号）」については事業者の対応が遅くなりトラブルに発展した場合を想定し、早めの対応が効果的と考えることから「６０日前まで」、「芦別市太陽光発電施設設置工事完了届出書（様式第３号）」ついては、速やかな報告を求めるものであるため「１４日以内に」、「芦別市太陽光発電施設変更等届出書（様式第４号）」については、他自治体で多く採用している一般的な「３０日前まで」とした。

|  |
| --- |
| **９　太陽光発電施設の適切な管理**  ⑴　事業者は、太陽光発電施設設置後の維持管理について、責任をもって対応し、関係法令等に基づき適切な措置を講じること。  ⑵　事業者は、太陽光発電施設において、施設の破損、火災、土砂流出等が発生した場合又は周辺に緊急事態が発生した場合に、事業者に連絡を取ることができるよう、太陽光発電施設の名称、設置場所の住所、太陽光発電施設の発電出力、事業者の名称及び連絡先その他必要な事項を記載した管理看板を敷地内の見やすい場所に設置すること。  ⑶　事業者は、太陽光発電施設と柵塀等との距離を空けるようにした上で、敷地内及び構内に事業関係者以外の者が容易に立ち入ることがないような高さの柵塀を設置する等、適切な安全対策を講じること。  ⑷　事業者は、太陽光発電施設及び敷地について、定期的に保守点検を実施するとともに除草及び清掃を行うこと。  ⑸　事業者は、自然災害、その他の事由により太陽光発電施設が破損又は事故等が発生した場合において、被害を最小限にとどめる措置を講じ、速やかに復旧又は撤去すること。  ⑹　事業者は、太陽光発電施設を廃止した場合において、その跡地をそのまま放置することなく、速やかに原状復帰に努める等、責任をもって適切な措置を講じること。また、太陽光発電施設を撤去する場合は、関係法令に基づき適切に処理すること。 |

【趣旨】

事業者が責任をもって発電施設を適切に管理することを定めたものである。

【解説】

事業者は、施設設置後の維持管理について適切に責任をもって対応を図るほか、施設の異常または事故・災害等が発生した場合の対応として、連絡先を明確にし、速やかにその措置にあたることを定めたものである。

また、施設の定期的な保守点検や敷地内及び構内の管理を行うことにより、周辺関係者との良好な関係を保つことが重要であるとしたものである。なお、施設を廃止する場合には、現状復旧に努め、関係法令に基づき処理することを定めたところである。

|  |
| --- |
| **１０　報告**  市長は、このガイドラインに定めるもののほか、このガイドラインの施行に必要な限度において、事業者から必要な事項の報告を求めることができるものとする。 |

【趣旨】

市が事業者に対し報告を求めることができることを定めたものである。

【解説】

このガイドラインに定めているもののほかに、このガイドラインの施行に必要な限度において、十分に協議した上で、事業者に対し必要な事項について、報告を求めることができるものである。

|  |
| --- |
| **１１　ガイドラインの見直し**  このガイドラインは、今後の社会情勢の変化等により、必要に応じて随時見直すこととする。 |

【趣旨】

このガイドラインに定めにないことの対応や、見直しを可能とすることを定めたものである。

【解説】

このガイドラインの定めにはないことで、ガイドラインの施行に必要な事項が生じた場合は、別に定めるとしたものである。また、社会情勢の変化等が生じた場合は、必要に応じて随時見直しができるようにし、社会情勢に応じた適切な対応が可能となるようにするものである。

|  |
| --- |
| **１２　その他**  市長は、このガイドラインの目的を達成するために必要があると認められる事項について、事業者に対し設置事業における必要な助言、指導及び勧告ができるものとする。 |

【趣旨】

このガイドラインの目的を達成するため、必要な助言、指導、勧告できることを定めたものである。

【解説】

このガイドラインでは、事業者に対し設置事業における必要な助言、指導、勧告を行うことにより、事業者が発電施設を適切に維持管理し、周辺関係者との良好な関係を保つことができるよう定めているところである。

|  |
| --- |
| **１３　施行期日等**  ⑴　このガイドラインは、令和４年４月１日から施行する。  ⑵　このガイドラインの施行から、令和４年４月３０日までに工事に着手する太陽光発電施設における８の⑴の「太陽光発電施設の工事に着手する６０日前までに」及び令和４年４月３０日までに変更、廃止、譲渡、又は承継する太陽光発電施設における８の⑶の「変更、廃止、譲渡又は承継する日の３０日前までに」とあるのは、「このガイドラインの施行日以降速やかに」とする。  ⑶　このガイドラインの施行日において、現に工事に着手している事業者は、５に掲げる事項の遵守に努めることとし、８の⑴の規定は適用しない。ただし、工事に着手している太陽光発電施設に係る説明会を開催した場合は、住民説明会等概要報告書（様式第１号）を作成し、市長に報告するものとする。 |

【趣旨】

このガイドラインの施行日及び経過措置を定めたものである。

【解説】

⑵については、「６０日前までに」「３０日前までに」とあるが、ガイドラインの施行後において、それぞれの期間が確保できない場合に「速やかに」提出することを定めたものである。

⑶については、ガイドラインの施行日において、現に工事に着手し、進行している太陽光発電施設については、「住民説明会等概要報告書（様式第１号）」及び「芦別市太陽光発電施設計画届出書（様式第２号）」の届出は必要ないものとしたが、施行後に説明会等を開催した場合に、報告を求めるものである。

■設置に適さない区域　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（別表）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区域の名称等 | 説　　　明 | 関係法令 |
| 農用地区域 | 優良農地を確保するため、転用が厳しく制限されている区域  農業振興地域整備計画で農用地区域とされた区域内の農地又は採草放牧地 | 農地法  農業振興地域の整備に関する法律 |
| 保安林 | 水源の涵養、土砂流出の防備、土砂崩壊の防備、その他災害の防備や生活環境保全・形成等の目的を達成するために指定された区域で、立木伐採や土地の形質変更等が厳しく規制されている区域 | 森林法 |
| 河川区域 | 出水時に流下阻害発生のおそれがあるとともに、河川管理施設を損傷させるおそれがある区域  １号地：河川の流水が継続して存する土地  ２号地：河川管理施設の敷地である土地  ３号地：１号地と一体管理されるべき区域 | 河川法 |
| 砂防指定地 | 治水上の砂防設備を要する土地又は一定の行為を禁止若しくは制限すべき区域として指定され、他の区域に比べて災害発生により地域住民の財産・生命等を脅かすリスクが高い区域 | 砂防法 |
| 地すべり防止区域 | 地下水等により発生する地すべりによる崩壊被害を防止するため、一定行為を制限するとともに必要な施設等を整備するための区域であり、他の区域に比べて災害発生により地域住民の財産・生命等を脅かすリスクが高い区域 | 地すべり等防止法 |
| 急傾斜地崩壊危険区域 | 崩壊のおそれのある急傾斜地（３０度以上）で、崩壊により相当数の居住者等に危害が生ずるおそれのあるもの及びその隣接地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長され、又は誘発されるおそれがないよう、一定行為を制限している区域であり、他の区域に比べて災害発生により地域住民の財産・生命等を脅かすリスクが高い区域 | 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 |
| 区域の名称等 | 理　　　由 | 関係法令 |
| 土砂災害警戒区域 | 急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあり、土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域であり、他の区域に比べて災害発生により地域住民の財産・生命等を脅かすリスクが高い区域 | 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 |
| ①　各住居専用地域  ②　各住居地域  ③　各商業地域 | ①　住居の良好な住環境を守るための地域  ②　住居の環境を保護するための地域  ③　商業等の業務の利便の増進を図る地域 | 都市計画法 |
| 埋蔵文化財包蔵地 | 適切かつ円滑な発掘調査や、発掘された遺跡や出土品の友好的な保存・活用を行うために、埋蔵文化財全体を守ることが必要な区域 | 文化財保護法 |
| 鳥獣保護区及び特別保護区 | 鳥獣又は鳥獣の生息地にとって特に重要な区域として、工作物の設置や木竹の伐採等、一定の開発行為が制限されている区域 | 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 |